## 毛呂山・越生都市計画地区計画の変更(鳩山町決定)

毛呂山・越生都市計画今宿東地区地区計画を次のように変更する

決 定 告 示 年 月 日 平成 10 年 1 月 23 日 最終変更告示年月日 令和 7 年 9 月 30 日

名 称   今宿東地区地区計画		市		T) (1)	17年9月30日				
位									
	_ <u>歫</u> 積	鳩山町大字今宿及び大字赤沼の各一部 約 19.8ha							
地区				町の南部に位置し	地区西側の県道洋	といは町の玄関ロ)	して古くから字		
の目標		本地区は、鳩山町の南部に位置し、地区西側の県道沿いは町の玄関口として古くから宅地化されており、土地区画整理事業の施行により、公共施設及び宅地が整備された地区で							
マノロ (示		ある。本地区計画は、土地区画整理事業の事業効果の維持、増進を図り、良好な市街地の							
		形成を計画的に誘導し、住宅と生活利便施設との調和のとれたまちづくりを目標とする。							
区域	の整	土地利用の方針		地区西部の都市計画道路玉川坂戸線沿線は、古くから商店街が形成					
備、開発及				されているため、地区の中心として賑わいのある街並みの形成を図る。					
び保全に関				また、地区北部の都市計画道路岩殿岩井線の沿線については、生活利					
する方針				便施設等の立地を誘導する。その他の地区については、専用住宅を中					
				心とした低層住宅、中低層住宅及び一般住宅の立地を図る。					
		地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により道路、公園等の公共施設の適切な配置と整					
				備が行われた地区であるので、これらの機能が損なわれないよう維持、					
				保全を図る。					
		建築物等の整備の方針		建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地					
				面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の 制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの					
				構造の制限を定めることにより、良好な居住環境の形成、沿道景観の					
		フの何とおりての		形成を図る。 広域的な都市化の進展に伴い、主要道路は通過車両が増え、地域生					
ļ		その他当該地区の 整備、開発及び保							
		全に関する方針		備を推進し日常の購買需要を賄う地区中心的な商業地を配置する。					
네	7-1-		E.V. o	A 地区	B地区	C 地区	D 地区		
地区	) 第	lih lit o	区分の	(第1種低層	(第1種中高層		(第2種住居		
整	物	地区の 区 分	名称	住居専用地域)	住居専用地域)	地域)	地域)		
区整備計画	等   に   問		区分の 面積	約 5. 2ha	約 6. 5ha	約 1. 4ha	約 6. 7ha		
iei	建築物等に関する事項	建築物等	等の用途		次に掲げる建				
		の制限			築物は、建築し				
	争 項				てはならない。				
	^				(1)店舗、飲食				
					店その他これ				
					に類する用途				
					に供するもののうち、建築基				
					準法施行令第				
					130条の5の3				
				_	で定めるもの		_		
					でその用途に				
					供する部分の				
					床面積が 150 ㎡				
		l			を超えるもの				
					(2) 大学、高等				
					専門学校、専修				
					学校その他こ				
		<b>み 笠 畑 の み 花 支</b>			れらに類する				
					もの				
				F00/ (\%1)	(3)病院	COO/ (\*\0)			
		建築物の建蔽率		50% (※1)					
		の最高限度		(※1)建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物は60%					

	(※2)建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物は70%						
建築物の敷地面	<u> </u>	130 m²	165 m²				
積の最低限度	ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。						
	(1)公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物						
	の敷地として使	<b></b>					
	(2)本地区計画決	本地区計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されて					
	D規定に適合しないもの又は現に存す	る所有権その他					
	の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこの 合していないこととなる土地について、その全部を一の敷						
	使用する場合						
壁面の位置の制	壁面の位置の制 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの						
限	1.0m以上、隣地境界線までの距離は0.8m以上とする。ただし、次の各						
	号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。						
	(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下である建						
	築物の部分						
	(2)物置、車庫その他これらに類する用途のもので軒の高さが 2.3m 以						
The late of the la	下であるもの		Г				
建築物等の高さの最高限度	-	10m以下	15m 以下				
建築物等の形態	1 建築物等の外壁又はこれに代わる柱、屋根及び工作物等の色彩						
又は色彩その他							
の意匠の制限	号)に沿ったものとする。						
	2 屋外広告物、看板その他これらに類するものは、自己の用に供						
	するもので、刺激的な色彩又は装飾を避け、かつ過大とならない						
	大きさ及び設置場所に留意し、周囲の景観との調和に関 ものでなければならない。						
垣又はさくの構							
造の制限	世又はさくの構造は、生垣、フェンス等用放性のあるものとする。だし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。						
ZE V INTEX	(1) 門柱、門柱の袖壁の幅が 1.5m 以内であるもの						
	(1) 門柱、門柱の袖壁の幅か 1.5m 以内であるもの (2) コンクリートブロック造、れんが造、コンクリート造等で地盤面からの高さが 1.2m 以内であるもの						
			近4 (池皿四/				
	らの高さが 1.2	m 以内であるもの					
	らの高さが 1.2	m 以内であるもの 隣地境界線から 60cm 以上後退して記					

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

## 理 由

本地区は、土地区画整理事業による整備の効果を維持・保全するため、平成10年に地区計画を策定し、良好な街並みを形成してきました。

鳩山ニュータウン地区の地区計画の決定に併せて本地区計画の見直しを行い、建築物の建蔽率の 最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限等について町内で統一的な基準とすると ともに、用途地域に合わせた地区区分の見直し、その他表記の修正等を行うものです。